

保護者の皆さまへ

第3子以降の学校給食費無償化のお知らせ

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間中における流山市立小中学校の学校給食費が無料となります。

○無償化の要件○

- ①子を3人以上扶養している。
- ②①の子のうち、年齢順に上から3番目以降の子が、流山市立小中学校で給食の提供を受けている。
- ③生活保護制度、就学援助制度等（就学奨励費を除く）で学校給食費の支援を受けていない。
※就学援助を申請される方については、就学援助が認定となれば無償化対象外となりますが、不認定となった場合、①②④の要件を満たせば第3子以降無償化の対象となるため、認定結果が出る前の年度初めについては第3子以降無償化の届も提出してください。
- ④学校給食費の滞納がない。

○申請方法○

『流山市第3子以降の児童等学校給食費無料に関する届』に必要事項を記入の上、被保険者証の写しを、指定欄にのり付けしてください。

※各世帯1枚の提出で構いません。

★記入上の注意点★

- ①扶養している子を、【第1子】から年齢順に記入してください。
※扶養していない子及び小学生未満の子は、記入する必要ありません。
- ②流山市立小中学校に在籍している子の被保険者証の写しは、貼付不要です。
※生年月日、氏名の記入は必要です。

- ③裏面の保護者氏名の記入欄に、忘れずに自署してください。
- ④無料となる子が複数いる場合、裏面に続けて記入してください。

○提出先○

市内小中学校

○提出期限○

令和6年5月10日（金）まで

○対象期間○

令和6年4月分から令和7年3月分まで

○無償化の決定について○

提出された書類の審査後、ご自宅に郵送にてお知らせします。

○その他○

- ・無償化の要件に変更が生じた場合（扶養している子の人数が変更になった等）は、下記問い合わせまでご連絡ください。
- ・届出書は、市のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

流山市教育委員会 学校教育課 保健給食係

電話：04-7150-6104（直通）